

# 同意書

- 1 申立人（ ）の申立てによる本人（ ）の後見等開始事件につき、本人に後見等が開始され、（ ）が、後見人等候補者となることに同意します。
- 2 後見人等による適切な後見等事務の実施に配慮し、協力します。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話 \_\_\_\_\_

(携帯電話) \_\_\_\_\_

-----  
ーこの同意書にご記入いただくご親族の方々にー

この同意書は申立人からの成年後見等に関する申立てを受理するにあたり、本人に近い親族の方々からの提出をお願いしているものです。

後見人等は、本人の身上監護に留意するとともに、本人の財産を管理し、あくまでも本人のために必要な支出を行うものです。なお、後見人等は、本人の財産を恣意的に処分できる立場ではないことはいうまでもありません。（なお、本人の同意による財産管理についての代理権のない保佐人・補助人には、そもそも法的な財産管理権限がありません。）

したがって、後見人等が適正に後見等の事務を実施していくためには、一定の親族の方々にも、この制度について理解していただき、その上で、以上の点についての必要な配慮や協力をしていただくことが必要な場合もあるかと思えます。

いろいろ事情もおありかと思えますので、この同意書につきましては、こうした点について賛同いただける親族の方々から、申立人を通じて家庭裁判所に提出をお願いするものです。

同意書の内容については、後日、電話によりその内容について確認をさせていただく場合や、改めて、書面にて確認させていただく場合があることをご了承ください。

また、最終的な家庭裁判所の判断として、候補者以外の方が後見人等として選任されることもありますので、その点につきましてもお含み置きくださるようお願い致します。

(宮崎家庭裁判所後見センター)

## 親族の同意書について

宮崎家庭裁判所後見センター

後見開始（保佐開始，補助開始）事件においては，申立ての内容や，今後予定される後見等の事務内容を踏まえて，後見人（保佐人，補助人）として誰が適切かということについて，家庭裁判所が後見人（保佐人，補助人）を選任しています。

そこで，親族の方に異論がなく，後見等開始の手續に賛成されている場合は，申立時にその親族の同意書を準備していただきますと，その後の家庭裁判所の手續が比較的速やかに進行します。

同意書を準備していただく親族の範囲は，例えば，ご本人に配偶者とお子さんがいる場合は配偶者とお子さん，また，お子さんがなく，配偶者ときょうだいがいる場合は，配偶者ときょうだいです（ご本人が亡くなられた場合に，相続人となる方です。）。

ただし，親族でも高齢のため同意書の提出が難しいときや，これまでのいきさつから同意を得ることが難しいなど，同意書を提出することが困難な場合には，申立時に提出する必要はありません（家庭裁判所から必要に応じ，親族の方に意見を伺います。）。